

みんなにやさしい生活空間づくり 推進事業補助金のご案内

・狛江市では、すべての方にやさしい生活空間づくりを推進するために、共同住宅の共用部分や小規模な店舗等の出入口、トイレ部分等の改修に對して補助を行っています。

・既存建築物のユニバーサルデザイン・バリアフリー対応工事を検討している事業者の方はぜひご活用ください

■対象施設

※個人住宅は対象外です



・以下のいずれかの条件にあてはまる市内の施設

①共同住宅（共有部分の改修等）

②延床面積が 200 m²未満の、医療施設、店舗、飲食店など、不特定多数の方が使用する施設

■対象事業

1：出入口、廊下、階段、通路等の段差解消、手すりの設置、床の滑り防止または点字ブロックの設置工事

2：通路または開口部の幅の拡張工事

3：洋式便器・シャワートイレ等へのトイレ取替工事、
トイレの円滑な利用を促進するための工事



■補助対象事業・補助金額

※補助上限があります

A：補助上限 50 万円（経費の 1/2）

・狛江市福祉基本条例施行規則の別表 3（共同住宅以外）または 4（共同住宅）に掲げる整備項目のいずれかを福祉環境整備基準に適合させるために行う新設・改修工事

B：補助上限 10 万円（経費の 1/2）

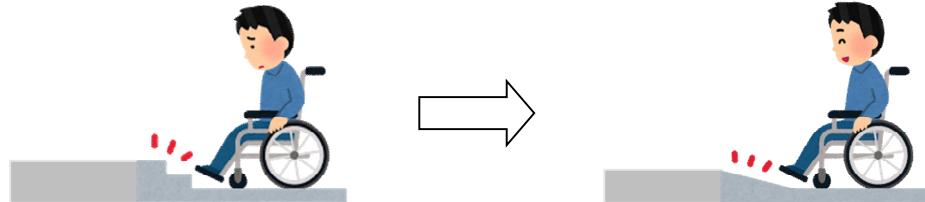
・既存建築物の利便性を図ることを目的とした簡易に設置できる設備工事

※工事内容によって補助上限金額が異なりますので、事前にご相談ください。



○実際の整備例

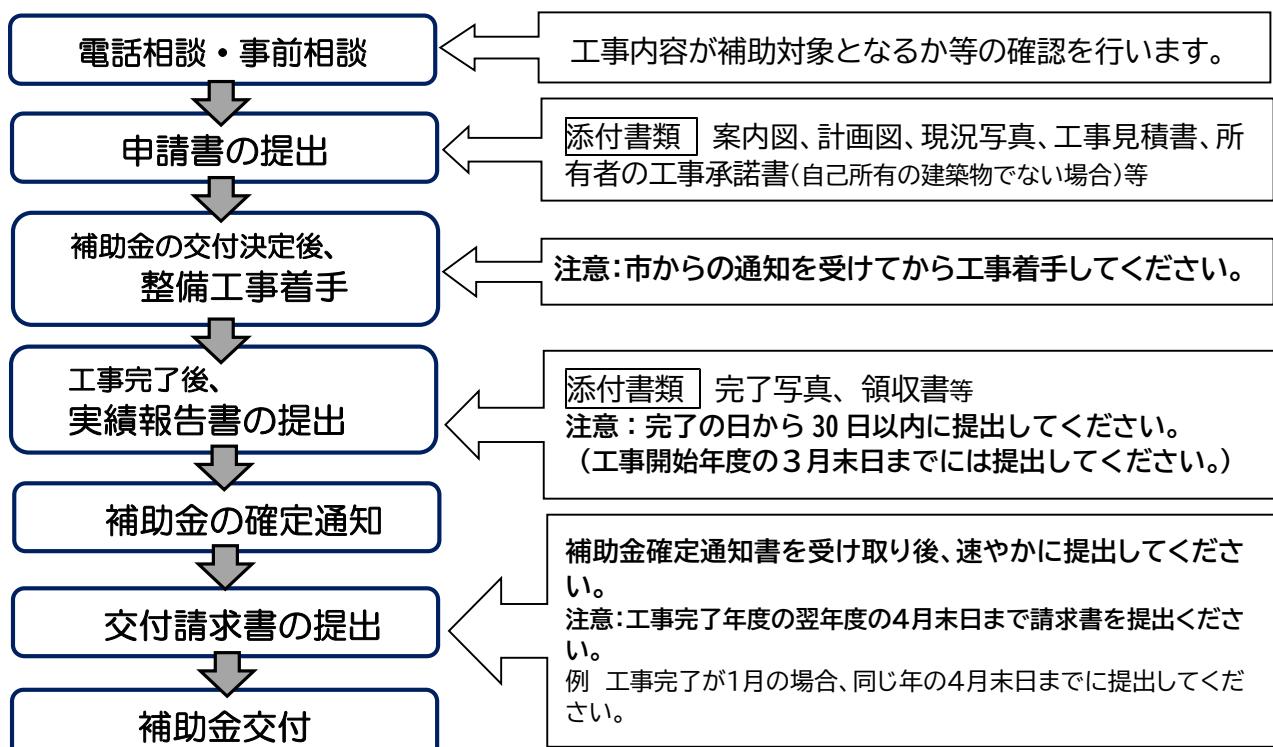
- 共同住宅の駐車場にある段差をなくし、車椅子利用者や高齢者など誰もが円滑に移動できるようなユニバーサルデザインに対応する改修を行いました。



- 貸スペースの和式トイレを洋式トイレに改修し、子どもや高齢者など多数の方が使いやすいうようにしました。



■手続きの流れ



■お問い合わせ先

狛江市 福祉保健部 福祉政策課 福祉政策係

☎03-3430-1111（内線 2236）



■狛江市のホームページもご覧ください。

URL : <http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/44,46963,338.html>